

健康メモ

防ごう受動喫煙！

たばこが人の健康に与える害が明らかになり、受動喫煙の防止が求められるようになりました。和寒町でも、受動喫煙による様々な健康被害の周知や受動喫煙を防ぐ環境づくりに取り組んでいます。

【受動喫煙とは】

たばこの煙は、喫煙者が直接吸い込む「主流煙」、喫煙者が吐き出した「呼出煙」、火のついた先から立ち上る「副流煙」に分かれます。この呼出煙や副流煙を自らの意思とは関係なく吸い込んでしまうことが「受動喫煙」で、間接喫煙や二次喫煙などとも言われます。

たばこ1本中の主な有害物質 (ng/本)	
主流煙	副流煙
・ニコチン	0.46 → 2.8倍 → 1.27
・タール	10.2 → 3.4倍 → 34.5
・一酸化炭素	31.4 → 4.7倍 → 148
・キノリン	1700 → 10.6倍 → 18000
・ヒドラジン	32 → 3倍 → 96

発がん物質

＜参考＞厚生省：喫煙と健康問題に関する報告書第2版

受動喫煙による健康被害の例

妊婦

- 乳幼児突然死症候群の増加
- 流産や早産
- 低出生体重児の増加

子ども

- 中耳炎
- 気管支喘息
- アレルギー

たばこには約4,000種類の化学物質、約200種類の有害物質、約60種類の発がん物質が含まれており、さまざまな健康被害の原因となることがわかっています。特に副流煙に含まれる有害物質のほつが主流煙よりも多いため、受動喫煙が問題となるのです。

【電子たばこと受動喫煙】

ここ数年、iOSS（アイコス）やDOOMTECH（ブルームテック）等の電子たばこが流通し、副流煙対策として利用している方も見かけますが、有害物質が全く出ない訳ではないことを理解して使用しましょう。

【知っていますか？三次喫煙（サードHANDSモーク）】

喫煙後の部屋や衣服、髪の毛などに付着しているタバコの有害物質を吸い込むことをいい、これも受動喫煙を引き起こす可能性があります。たばこを吸う人も吸わない人にとっても過ごしやすい環境にしていきたいです。



「毎年5月31日は世界禁煙デー」

保健師 白川部 真依子

じんけんようご 人権擁護特設相談所が開設されます

人権擁護委員法の施行日である6月1日「人権擁護委員の日」。制度の周知と人権擁護思想の一層の普及高揚を図るため、6月初旬、全国一斉に特設相談所を開設します。

我が国でも不当な差別、信条、性別、障害などの人権侵害が今なお存在し、国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴って、人権の新たな課題も生じてきています。

家庭や職場、地域社会など様々な場面で、普段から人権とは何かということを一人生者が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められています。

現在、町から推薦され、法務大臣が委嘱した2人の人権擁護委員が各種相談に応じています。

打田 幸江さん
字三笠5番地 電話 32-2982

◎人権擁護特設相談日程

川嶋 孝明さん
字三笠5番地 電話 32-2647

1. 相談実施日：6月2日（金）
2. 相談時間：午前10時から午後3時まで（4時間）
3. 相談場所：保健福祉センター1階「相談室」

相談無料
秘密厳守

お問い合わせ：保健福祉課福祉係 TEL 32-2000